## 令和5年度 長崎県道路メンテナンス会議資料

令和5年12月4日

(公開版)

# 1.<u>点検実施状況</u> 及び修繕着手等の状況

# 1. 道路メンテナンスの点検修繕実施状況と課題について

## 道路のメンテナンスに関する取り組みの経緯

- 笹子トンネル天井板落下事故[H24.12.2]
- トンネル内の道路附属物等の緊急点検実施[H24.12.7]ジェットファン、照明等
- 道路ストックの集中点検実施[H25.2~] 第三者被害防止の観点から安全性を確認
- 道路法の改正[H25.6] 点検基準の法定化、国による修繕等代行制度創設
- 定期点検に関する省令・告示 公布[H26.3.31]5年に1回、近接目視による点検
- 定期点検要領 通知[H26.6.25] 円滑な点検の実施のための具体的な点検方法等を提示
- 定期点検に関する省令・告示 施行[H26.7.1]5年に1回、近接目視による点検開始(1巡目)
- 定期点検 1巡目(H26~H30)
- 定期点検要領 通知[H31.2.28]定期点検の質を確保しつつ、実施内容を合理化
- 更期点検 2巡目(H31~)

道路分科会建議 中間とりまとめ [H24.6] ○「6. 持続可能で的確な維持管理・更新」



道路分科会 道路メンテナンス技術小委員会 [H25.6] ○「道路メンテナンスサイクルの構築に向けて」



道路分科会建議 [H26.4] ○「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」



道路分科会建議 [H29.8] ○「1. メンテナンスのセカンドステージへ」

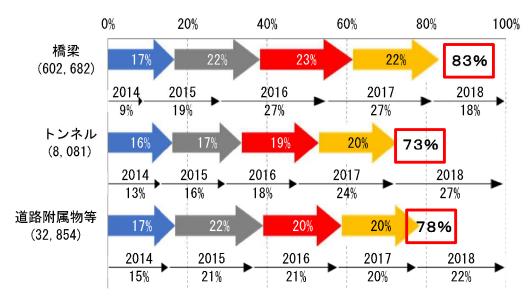
## 橋梁、トンネル等の点検実施状況・判定区分《全国》

- 〇全国の全道路管理者の2022年度の点検実施状況は、橋梁:83%、トンネル:73%、道路附属物等※:78%。
- ○全国全道路管理者の2巡目(2019-2022年度)点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)

の割合は、橋梁:8%、トンネル:30%、道路附属物:12%。

※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

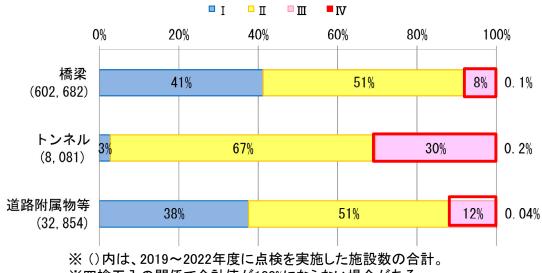
#### 2巡目点検の点検実施状況(全国版)





- ※()内は、2019~2022年度に点検を実施した施設数の合計。
- ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

#### 2巡目点検の点検結果(全国版)



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

	区分	状態						
I	健全	<b>構造物の機能に支障が生じていない状態。</b>						
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を 講ずることが望ましい状態。						
Ш	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき 状態。						
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。						

## 1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況《全国》

○全国の橋梁において、平成26~30年度に点検を実施し、次回点検までに措置を講ずべき施設(判定区分Ⅲ・Ⅳ)に おける修繕に着手した割合は、 国土交通省管理:99%、地方公共団体管理:75%(うち市町村管理:68%) 修繕が完了した割合は、 国土交通省管理:70%、地方公共団体管理:56%(うち市町村管理:52%)

管理者	措置が必要な 施設数(A)	措置に着手済 の施設数(B)	うち完了(C)	未着手 施設数	2022年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A) 点検年度 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	3,359	3,337 (99%)	2,344 (70%)	22 (1%)	2014     92%       2015     86%       2016     76%       2017     64%       2018     37%
高速道路会社	2,533	2,402 (95%)	1,905 (75%)	131 (5%)	2014     86%     100       2015     91%     100       2016     83%     100       2017     87%     100       2018     43%     81%
地方公共団体	61,466	46,043 (75%)	34,357 (56%)	15,423 (25%)	2014     74%     85%       2015     65%     81%       2016     57%     76%       2017     47%     68%       2018     38%     65%
都道府県 政令市等	20,071	17,770 (89%)	12,974 (65%)	2,301 (11%)	2014     81%     93%       2015     74%     93%       2016     66%     88%       2017     53%     83%       2018     51%     87%
市区町村	41,395	28,273 (68%)	21,383 (52%)	13,122 (32%)	2014     69%     79%       2015     61%     76%       2016     54%     71%       2017     44%     62%       2018     31%     52%
合計	67,358	51,782(77%)	38,606(57%)	15,576(23%)	完了済着手済

(参考)2021	年度末時点
措置に着手済	
の施設数	うち完了
3,107	1,805
(91%)	(53%)
2,068	1,533
(81%)	(60%)
40,611	28,589
(65%)	(46%)
16,385	11,168
(80%)	(55%)
24,226	17,421
(57%)	(41%)
45,786(67%)	31,927(47%)

<sup>※</sup> 平成26~30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ、IV診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完了)した割合(令和4年度末時点)

<sup>:2022</sup>年度時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

<sup>2014</sup>年度点検実施(8年経過):100%、2015年度点検実施(7年経過):100%、2016年度点検実施(6年経過):100%、2017年度点検実施(5年経過):100%、2018年度点検実施(4年経過):80%

### 1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況《全国》

○全国のトンネルにおいて、平成26~30年度に点検を実施し、次回点検までに措置を講ずべき施設(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、国土交通省管理:99%、地方公共団体管理:91%(うち市町村管理:72%)
修繕が完了した割合は、国土交通省管理:92%、地方公共団体管理:76%(うち市町村管理:48%)

	管理者	措置が必要な 施設数(A)	措置に着手済 の施設数(B)	うち完了(C)	未着手 施設数	点検年度	2022年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
	国土交通省	507	503 (99%)	467 (92%)	4 (1%)	2014 2015 2016 2017 2018	100% 97% 100% 94% 95% 100% 100%
高速道路会社		692	687 (99%)	644 (93%)	5 (1%)	2014 2015 2016 2017 2018	97% 98% 100% 98% 100% 89% 100%
<u>†</u>	也方公共団体	3,151	2,880 (91%)	2,402 (76%)	271 (9%)	2014 2015 2016 2017 2018	85% 82% 87% 78% 62% 93% 93% 94% 83%
	都道府県 政令市等	2,326	2,284 (98%)	2,005 (86%)	42 (2%)	2014 2015 2016 2017 2018	97% 100% 85% 95% 90% 99% 84% 99% 81% 97%
	市区町村	825	596 (72%)	397 (48%)	229 (28%)	2014 2015 2016 2017 2018	63% 79% 59% 73% 86% 50% 73% 39% 67%
	合計	4,350	4,070(94%)	3,513(81%)	280(6%)		完了済着手済

(参考)2021	年度末時点
措置に着手済	
の施設数	うち完了
495	413
(96%)	(81%)
657	612
(95%)	(88%)
2,728 (85%)	1,991 (62%)
2,210 (94%)	1,656 (71%)
518	335
(60%)	(39%)
3,880(88%)	3,016(68%)

<sup>※</sup> 平成26~30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ、Ⅳ診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完了)した割合(令和4年度末時点)

<sup>▼:2022</sup>年度時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

<sup>2014</sup>年度点検実施(8年経過):100%、2015年度点検実施(7年経過):100%、2016年度点検実施(6年経過):100%、2017年度点検実施(5年経過):100%、2018年度点検実施(4年経過):80%

## 2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況《全国》

○2巡目点検(2019~2022 年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分皿)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判 定された橋梁のうち、

修繕等の措置に着手した割合は、 国土交通省管理:55%、地方公共団体管理:42%(うち市町村管理:36%) 修繕が完了した割合は、 国土交通省管理:11%、地方公共団体管理:15%(うち市町村管理:15%)

	措置が 必要な 施設数 A※1	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	うち 完了済の 施設数 C (C/A)	点検 実施 年度	: 措置着手率(B/A) : 措置完了率(C/A) : 措置完了率(C/A) : 想定されるペース※2
				2019	22% 84%
国土	3, 112	1, 703	342	2020	12% 67%
交通省	0, 112	(55%)	(11%)	2021	7% 47%
				2022	2% 21%
				2019	26% 65%
高速道路	2, 207	915	284 (13%)	2020	15% 52%
会社		(41%)		2021	8% 33%
				2022	3% 18%
	42, 683			2019	29% 58%
地方公共		17, 780	6, 571	2020	21% 54%
団体計		(42%)	(15%)	2021	9% 38%
				2022	3% 15%
				2019	33% 69%
│ │ 都道府県・	14 000	7, 475	2, 456	2020	23% 68%
政令市等	14, 306	(52%)	(17%)	2021	10% 49%
				2022	4% 22%
				2019	27% 52%
	00 077	10, 305	4, 115	2020	20% 48%
市区町村	28, 377	(36%)	(15%)	2021	9% 33%
				2022	2% 12%
A = 1	40.000	20, 398	7, 197		15% 42%
合計	48, 002	(42%)	(15%)		

<sup>※1. 2</sup> 巡目 (2019 年度~2022 年度) の点検における判定区分Ⅲ、IVの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

<sup>※2. 2022</sup> 年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース。

## 2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況《全国》

○2巡目点検(2019~2022 年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分皿)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判 定されたトンネルのうち、

修繕等の措置に着手した割合は、 国土交通省管理:64%、地方公共団体管理:61%(うち市町村管理:36%) 修繕が完了した割合は、 国土交通省管理:15%、地方公共団体管理:26%(うち市町村管理:11%)

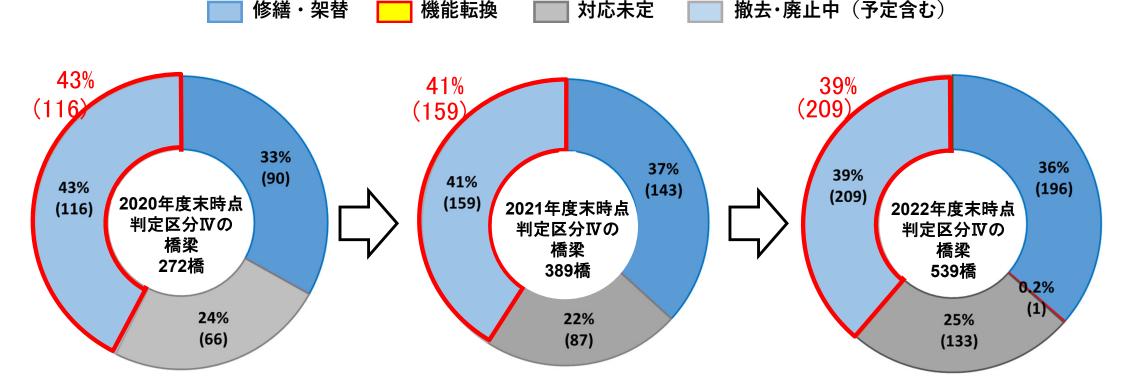
	措置が 必要な 施設数 A※1	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	うち 完了済の 施設数 C (C/A)	点検 実施 年度	: 措置着手率(B/A) : 措置完了率(C/A) : 想定されるペース※2
				2019	26%
国土	262	233	56	2020	19% 77%
交通省	363	(64%)	(15%)	2021	10% 57%
	•			2022	14%
				2019	31% 77%
高速道路	342	174	76	2020	33% 63%
会社		(51%)	(22%)	2021	23% 51%
				2022	7% 21%
	1, 759			2019	56% 85%
地方公共		1, 067	458	2020	30% 79%
団体計		(61%)	(26%)	2021	21% 57%
9				2022	5% 27%
				2019	62% 92%
都道府県·	1 461	960	424	2020	32% 82%
政令市等	1, 461	(66%)	(29%)	2021	22% 60%
				2022	6% 30%
				2019	28% 57%
+5	200	107	34	2020	14% 51%
市区町村	298	(36%)	(11%)	2021	9% 36%
				2022	16%
<b>△=</b> 1	0.464	1, 474	590		24% 60%
合計	2, 464	(60%)	(24%)		

<sup>※1. 2</sup> 巡目 (2019 年度~2022 年度) の点検における判定区分Ⅲ、IVの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

<sup>※2. 2022</sup> 年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース。

## 判定区分Ⅳの橋梁の措置状況《全国》

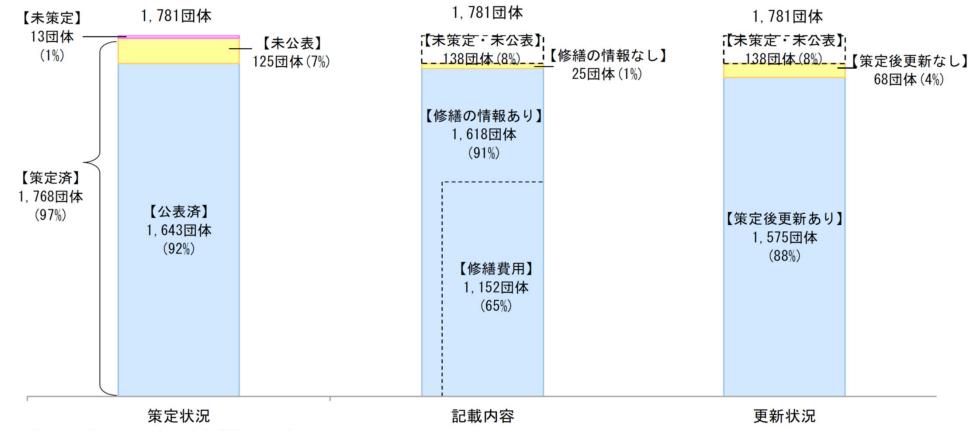
- ○2022年度末時点で判定区分IVと診断された橋梁のうち、措置未完了の施設は539橋となり、 前年度より150橋増加している。対策として、撤去・廃止された橋梁も209橋(予定含む)と前年度末 より50橋増加
- ○2020年度から2022年度にかけて判定区分Ⅳの橋梁は267橋増加
  - ○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況(予定を含む)



## 橋梁個別施設計画の策定状況(2022年度末時点)《全国》

- 国のインフラ長寿命化基本計画(2013 年)では2020 年頃までの長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定を目標 としていますが、2022 年度末時点で計画を策定していない地方公共団体が13団体あり、策定済みで公表していな い地方公共団体は125団体あります。
- 修繕の時期や内容を橋梁毎に示していない計画となっている地方公共団体は25団体。
- また、計画の策定後に点検結果を反映するなど計画の更新を行っていない地方公共団体は68団体。
- 〇 橋梁等の老朽化対策を計画的・効率的に進めるためにも、長寿命化修繕計画を策定するとともに、点検結果を踏ま え、更新を行うことが重要です。

#### 【橋梁(2m 以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定、記載内容、更新の状況(地方公共団体)】

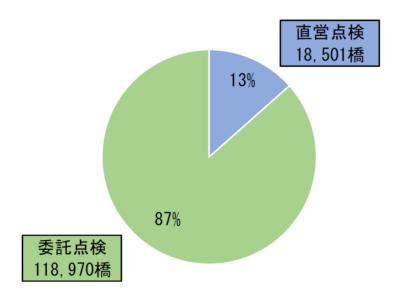


※2023年3月31日時点(国土交通省道路局調べ)

<sup>※</sup>地方公共団体(1,781 団体)の内訳は、都道府県:47 団体、政令市:20 団体、市区町村:1,714 団体(特別区含む) 出典:道路メンテナンス年報より(令和5年8月)11

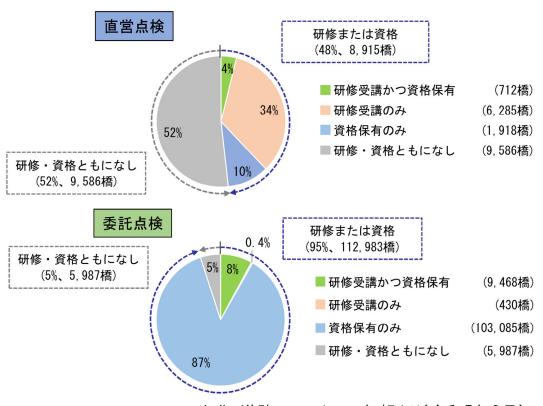
## 点検実施者の保有資格の状況《全国》

- 2022 年度に地方公共団体が実施した橋梁点検のうち、職員自らが点検(直営点検)を実施した割合は13%となって います。
- 直営点検による点検実施者のうち、国土交通省の実施する研修<sup>※1</sup>を受講又は資格<sup>※2</sup>を保有している割合は48%、 研修・資格ともになしは52%となっています。
- 委託点検による点検実施者のうち、国土交通省の実施する研修を受講又は資格を保有している割合は95%、研修・資 格ともになしは5%となっています。
- 点検の精度向上するためには研修受講、資格の活用など点検技術の向上を図る必要があります。
- 修:国土交通省が実施する道路管理実務者研修又は道路橋メンテナンス技術講習 ※1 研
- ※2 民間資格:国土交通省登録技術資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格 登録規定に基づく国土交诵省登録資格)
  - 2022 点検実施橋梁の直営点検と委託点検の割合



※2022 年度に点検を実施した施設のうち、報告があった137,471 橋 を対象に橋梁数ベースで算出。(右図も同様)

#### ○ 点検実施者の保有資格や研修受講歴

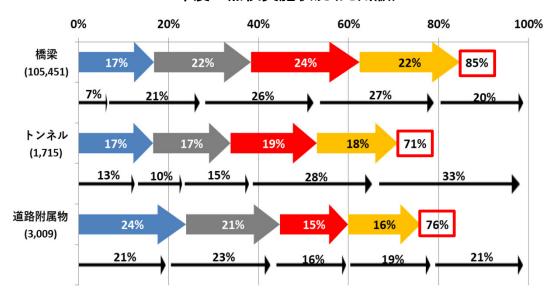


## 2. 九州、長崎県の点検実施状況 及び修繕着手率

## 橋梁・トンネル等の点検実施状況・判定区分《九州》

- 〇九州全道路管理者の2022年度の点検実施状況は橋梁85%、トンネル71%、道路附属物76%。
- 〇九州の点検実施率は全国平均と比べ、橋梁・トンネル・道路附属物は同程度。
- 〇九州全道路管理者の2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分
  - Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:6%、トンネル:23%、道路附属物:14%。

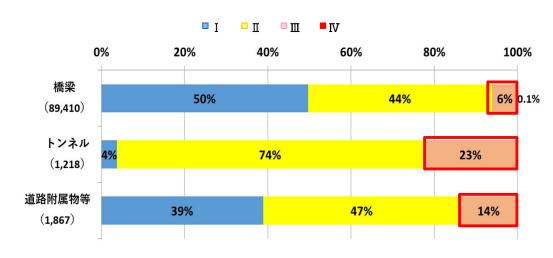
#### 2022年度の点検実施状況(九州版)





- ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
- ※()は令和4年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数 (撤去された施設や上記分野の点検の対象外と判明した施設等を除く。)

#### 2巡目点検の点検結果(九州版)

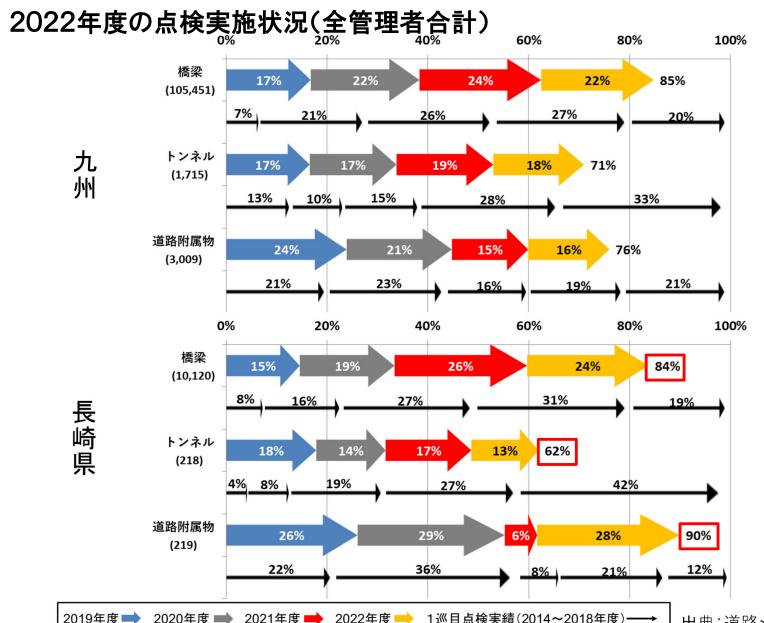


- ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
- ※()は令和元年度から令和4年度に点検を実施した施設数

	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
П	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を 講ずることが望ましい状態。
Ш	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき 状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高 く、緊急に措置を講ずべき状態。

## 橋梁、トンネル等の点検実施状況《九州・長崎県》

- 〇長崎県全道路管理者の2022年度の点検実施状況は橋梁84%、トンネル62%、道路附属物90%程度
- ○長崎県の道路附属物の点検実施率については、九州全体と比較して、進捗している。



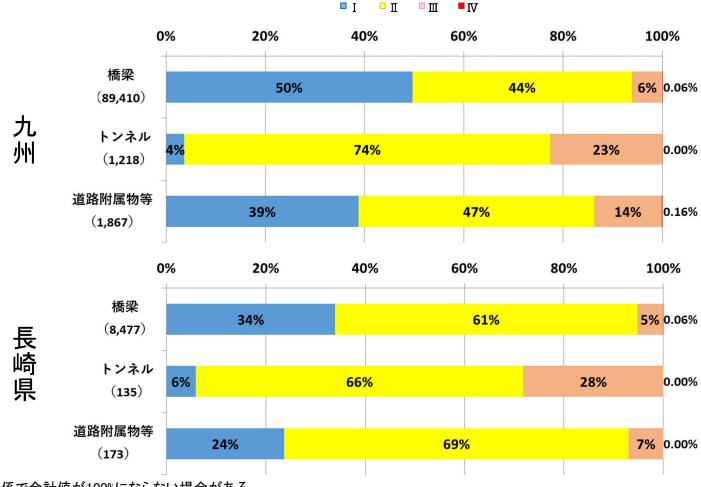
- ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
- ※()は令和4年度末時点管理施設のうち点 検の対象となる施設数 (樹去された施設や上記分野の占権の対
  - (撤去された施設や上記分野の点検の対象外と判明した施設等を除く)
- ※道路附属物等:シェッド・大型カルバート 横断歩道橋・門型標識等

出典:道路メンテナンス年報(令和5年8月)より作成15

## 橋梁、トンネル等の判定区分状況《九州・長崎県》

- ○長崎県の橋梁における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)が5%(440橋)、 緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅳ)が0.06%(5橋)
- Oトンネルでは判定区分Ⅲが28%(38施設)
- ○道路附属物等では判定区分Ⅲが7%(12施設)

#### 2巡目点検(2022年度時点)の判定区分割合(全道路管理者合計)



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

<sup>※()</sup>は令和元年度から令和4年度に点検を実施した施設数 (令和4年度末時点で診断中の施設を除く)

#### 1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況《九州・長崎県》

○長崎県の橋梁において、平成26~30年度に点検を実施し、次回点検までに 措置を講ずべき施設(判定区分皿・IV)における修繕に着手した割合は、

国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:91%(うち市町村管理:90%)

修繕が完了した割合は、

国土交通省管理:86%、地方公共団体管理:66%(うち市町村管理:66%)

#### ■ 九州

	1711						
	修繕が必要な 施設数 A	修繕に 着手済み の施設数 B (B/A)	修繕に 完了済み の施設数 C (C/A)	点検実施 年度	1	■修繕着手率( ■修繕完了率( 40% 609	(C/A)
国土		301	268	H26年度 H27年度		95% 94%	100%
交通省	304	(99%)	(88%)	H28年度 H29年度		100%	100%
				H30年度		66%	95%
				H26年度		100%	100%
高速道路	,	279	265	H27年度		98%	100%
会社	282		(94%)	H28年度		95%	100%
五仁		(99%)	(94%)	H29年度		91%	100%
				H30年度		79%	90%
地方公共	:	6,195	4,478	H26年度 H27年度		70%	94%
団体計	7,139	(87%)	(63%)	H28年度		61%	85%
		(3113)	(55.5)	H29年度 H30年度	469	66%	86%
				H30年度	469	90%	81%
県・政令市	2,047	1,981	1,396 (68%)	H25年度 H27年度 H28年度		74%	96%
等		(97%)		H29年度 H30年度	5:	63%	96%
				H26年度		80%	91%
市町木	5,092	4,214	3,082	H27年度		68%	87%
1,12,11	3,032	(83%)	(61%)	H29年度		3%	82%
				H30年度		41%	71%
合計	7,725	6,775 (88%)	5,011 (65%)			65%	88%

※ 平成26~30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ、Ⅳ診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完了)した割合(令和4年度末時点)

#### ■ 長崎県

		修繕が必要な 施設数 A	修繕に 着手済み の施設数 B (B/A)	修繕に 完了済み の施設数 D (D/A)	点検実施 年度 H26年度	0%	20	■修約	善着手率 等完了率 0% (	(C/A)	80%	100%
3	国土	14	14 (100%)	12 (86%)	H27年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度		339	6	100%			100% 100% 100%
	速道路会社	14	14 (100%)	14 (100%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度	0'			100%		•	100% 100% 100%
	方公共団体計	616	560 (91%)	406 (66%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度			739 67% 70% 63%			73%	94% 90% 95% 94%
	県・ 政令市 等	40	40 (100%)	28 (70%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度			50% 79 63% 50%	100%			100% 100% 100% 100%
	市町村	576	520 (90%)	378 (66%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度			729 67% 69% 63%			7 1%	94% 89% 95%
	合計	644	588 (91%)	432 (67%)				67%				91%

出典:道路メンテナンス年報(令和5年8月)より作成

#### 1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況《九州・長崎県》

○長崎県のトンネルにおいて、平成26~30年度に点検を実施し、次回点検までに 措置を講ずべき施設(判定区分Ⅲ・IV)における修繕に着手した割合は、

国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:89%(うち市町村管理:63%)

修繕が完了した割合は、

国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:74%(うち市町村管理:32%)

#### ■ 九州

<b>—</b> / U ;	<i>/</i> !								
	修繕が必要な 施設数 A	修繕に 着手済み の施設数 B (B/A)	修繕に 完了済み の施設数 C (C/A)	点検実施 年度	0%	■修紹	善着手率 等完了率 0% 6		% 100%
				H26年度			100%		10%
国土		43	43	H27年度			100%		100%
	45			H28年度			100%		100%
交通省		(96%)	(96%)	H29年度			100%		10%
				H30年度		75	%	7	5%
				H26年度			100%		100%
高速道路	53	53	53	H27年度			100%		100%
				H28年度			100%		100%
会社		(100%)	(100%)	H29年度			100%		100%
				H30年度			100%		100%
	526	482 (92%)	202	H26年度			92%		100%
<b>₩</b> <del>/</del> /\ ++				H27年度			93%		98%
地方公共			383	H28年度			34%		96%
団体計			(73%)	H29年度		729	6		95%
				H30年度		55%			81%
			301 (86%)	H26年度			97%		10%
県・		245		H27年度			95%		100%
政令市	349	345		H28年度			93%		100%
等		(99%)		H29年度		8	33%		100%
7				H30年度		729	6		95%
				H26年度		64%			100%
		107		H27年度		67%		67%	+
市町村	177	137	82	H28年度		61%			87%
		(77%)	(46%)	H29年度		44%			83%
				H30年度			41%	71	6
		578	479						
合計	624	(93%)	(77%)			77	'%		93%
		(3370)	(1170)						1

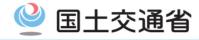
※ 平成26~30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ、Ⅳ診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完了)した割合(令和4年度末時点)

#### ■ 長崎県

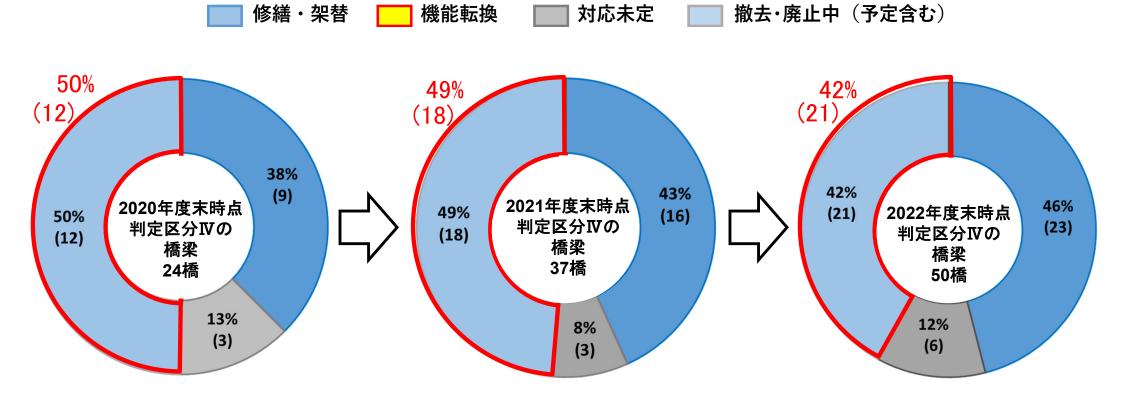
		修繕が必要な 施設数 A	修繕に 着手済み の施設数 B (B/A)	修繕に 完了済み の施設数 C (C/A)	点検実施 年度	09	%		修紹	善着手率 善完了率 0%			6 1	.00%
83	国土 交通省	3	3 (100%)	3 (100%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度		0%			100%	5		1	100% 100%
	速道路会社	7	7 (100%)	7 (100%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度		0%			100%	5		1	100%
	方公共団体計	61	54 (89%)	45 (74%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度			5:	8:	100%	5	7	1	100% 100% 100%
	県・ 政令市 等	42	42 (100%)	39 (93%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度					100% 100% 100% 0%	5		1	100% 100% 100% 100%
	市町村	19	12 (63%)	6 (32%)	H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度		0% 0%		28%	100%	619	6	1	100%
	合計	71	64 (90%)	55 (77%)					77	7%			90	0%

出典:道路メンテナンス年報(令和5年8月)より作成

## 判定区分Ⅳの橋梁の措置状況《九州》



- ○2022年度末時点で判定区分IVと診断された橋梁のうち、措置未完了の施設は50橋となり、 前年度より13橋増加している。対策として、撤去・廃止された橋梁も21橋(予定含む)と前年度末より3橋増加
- ○2020年度から2022年度にかけて判定区分Ⅳの橋梁は26橋増加
- ○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況(予定を含む)



# | II.点検及び修繕率向上に向けた | 自治体支援について

# 1. 点検及び修繕率向上に向けた自治体支援について

## 道路メンテナンス事業補助制度

#### 制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

#### 対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等(横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識)

#### 対象事業

#### 修繕、更新、撤去※

- ※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去を実施するもの
- ※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む
- ※新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの

#### 優先支援事業

#### 新技術等を活用する事業※1、長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※2を策定した自治体の事業

- ※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
- ※2「集約化・撤去」や「新技術等の活用」、「費用縮減」に関する数値目標

#### 事業イメージ

- ▶ 地方公共団体は、長寿命化修繕計画(個別施設計画)を策定・公表
- ▶ 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

#### 国費率

国費:5.  $5/10 \times \delta$  ( $\delta$ : 財政力指数に応じた引上率)

#### 国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工(発注)の実施と工事の平準化を図る

#### 長寿命化修繕計画 00市 00市 00市 橋梁 トンネル 道路附属物等 長寿命化修繕計画 長寿命化修繕計画 長寿命化修繕計画 【個別施設計画】 【個別施設計画】 【個別施設計画】 記載内容 記載内容 · 老朽化対策方針 •老朽化対策方針 •老朽化対策方針 新技術活用方針 ·新技術活用方針 ·新技術活用方針 費用縮減方針 費用縮減方針 ·費用縮減方針 ·施設名 ·延長 ·判定区分 ·施設名 ·延長 ·判定区分 ·施設名 ·延長 ·判定区分 ·点検·修繕実施年度 点検・修繕実施年度 ・点検・修繕実施年度 ·修繕内容 ·対策費用 修繕内容 ·対策費用 等 ·修繕内容 ·対策費用 等 【トンネル】 【橋梁】 【道路附属物等】

## 道路メンテナンス事業補助制度における優先的な支援

□ <u>背景・概要</u> 今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対応するためには、新技術等の活用促進および実効性のある長寿命化修繕計画の策定促進を図る必要があることから、道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施。

#### 優先支援① <u>「新技</u>術等の活用促進」

#### 優先支援対象

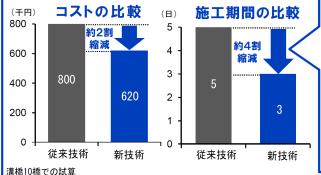
コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業





※「点検支援技術性能力タログ(案)」に掲載されている技術等の活用

#### 効果の試算



- ・点検ロボットカメラによる 写真撮影と画像処理による 指傷図作成
- ・橋上や地上から損傷の把握が可能であり、損傷状況スケッチ・野帳への記入、損傷図作成に係るコストや施工期間の縮減、安全性の向上が図られる

#### 優先支援②

「実効性ある長寿命化修繕計画の策定促進」

#### 優先支援対象

長寿命化修繕計画において「集約・撤去」や「新技術等の活用」に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を記載した自治体の事業

#### 橋梁

長寿命化修繕計画 【個別施設計画】

記載内容・計画全体の方針・短期的な数値目標及びそ

のコスト縮減効果 ・個別の構造物ごとの事項 (諸元、点検結果等)

#### 【集約化·撤去】

(例)

以下の取組を実施することで、<u>令和</u> 7年度までに○○千万円のコスト縮 滅を目指す

令和5年度までに、迂回路が存在し交通量の少ない
 他・撤去を目指す

【新技術等の活用】

(例)

令和7年度までに、管理する橋梁 の内○○橋で新技術を活用し、従 来技術を活用した場合と比較して ○千万円のコスト縮減を目指す。

#### 【記載事例】

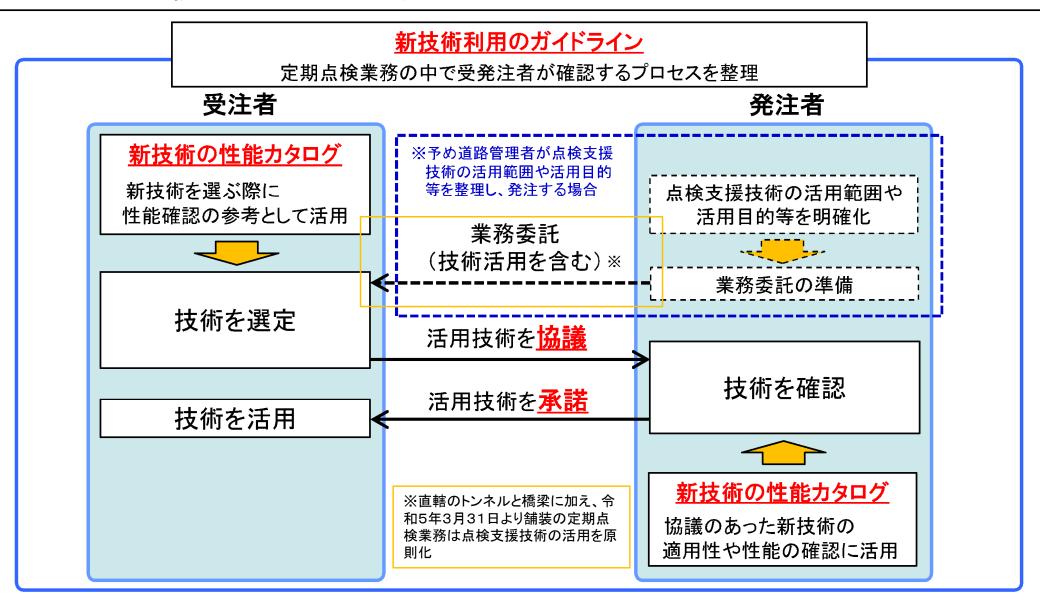
具体的な取り組み内容や期間、数値目標の記載

令和2年度点検の結果、迂回路が存在し集約が可能と考えられる3橋のうち判定区分皿となった1橋について、今後、周辺状況や利用調査を基に、令和7年度までの集約化・撤去を目指すことで、更新時期を迎える令和17年度までに必要となる費用を約6割程度縮減することを目指します。

新技術等 の活用 2025年(令和7年)までの5年間に、定期点検を実施する橋梁3 橋については、長大河川及び水面部、又は高橋脚等の損傷 確認で、費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる 新技術(あるいは新技術に類する技術)を活用し、200万円の コスト縮減を目指します。

## 新技術利用のガイドライン・新技術の性能力タログの概要

- 〇 ガイドラインは、定期点検業務の中で受発注者が使用する技術を確認するプロセス等を例示。
- 性能カタログは、国が定めた技術の性能値を開発者に求め、カタログ形式でとりまとめたもので、 受発注者が新技術活用を検討する場合に参考とできる。



## 新技術利用のガイドライン・新技術の性能力タログの概要

- 点検支援技術性能カタログは、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、開発者から提出されたものをカタログ形式でとりまとめたもの。
- 直轄国道の橋梁とトンネルの定期点検の一部項目において、令和4年度から点検支援技術の活用を原則化。
- 直轄国道の舗装の定期点検においても、令和5年度から点検支援技術の活用を原則化。(カタログの中から一定以上の精度が確認されている技術を選定)

<主な掲載技術>

#### 【橋梁・トンネル】

(H31. 2 ~)

#### 画像計測

・橋梁 :61技術・トンネル:32技術



ドローンによる損傷把握



レーザースキャンによる変状把握

#### <u>非破壊検査</u>

・橋梁 :31技術 ・トンネル:21技術



AEセンサを利用した PCグラウト充填把握



レーダーを利用した トンネル覆エの変状把握

#### 計測・モニタリング

•橋梁 :53技術 •トンネル:14技術



光ファイバーセンサーよる 橋梁モニタリング



トンネル内附属物の 異常監視センサー

#### データ収集・通信

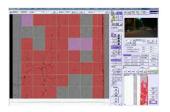
•3技術

#### 舗装

(R4. 9 ~)

#### <u>ひび割れ率・わだち</u> 掘れ量・IRI

•19技術



AIによる路面性状解析



車載装置による路面性状測定

#### 【 道 路 巡 視 】(R5.3 ~)

ポットホール

•5技術



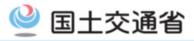
スマートフォンやドライブレコーダー による舗装損傷検知



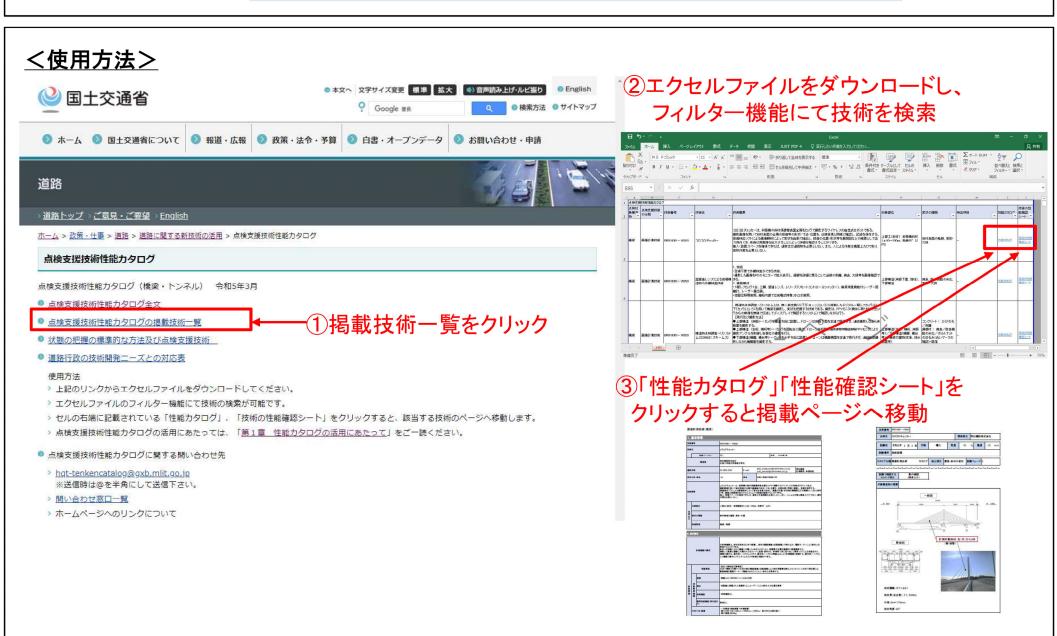
3次元レーザーセンサ を用いた舗装損傷検知

※国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/road/tech/index.html

## 点検支援技術性能力タログの閲覧サイト



ホームページURL: https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/inspection-support/



## 2. 九州地方整備局の自治体支援

## 直轄診断実施箇所の選定基準

- 〇直轄診断の実施箇所は、以下の①~④の選定基準をすべて満たすものを対象
- ①当該施設の点検・診断・修繕に関し、複雑な構造を有する場合、劣化損傷の形態 が特異な場合などの理由により高度な技術力等を要すること

例えば、以下のような構造物

- ¦•吊り橋、斜張橋、アーチ橋、長大橋等の特殊な構造物·大規模構造物
- !・急峻な谷間に存在するなど、高度な機械力を要する構造物
- ·アルカリ骨材反応、塩害、疲労破壊などの損傷が著しく、診断·修繕に高度な
- 技術力を要する構造物
- 建設後50年以上を経過し、劣化度合いが深刻であるとともに、建設時の設計、
  - 施工方法等の詳細が不明な構造物
- ②上記に対し、当該地方公共団体の技術力が十分とは言えないこと
- ③当該施設が社会的に影響の大きな路線に位置するもの
- ④地方公共団体自らが実施した点検・診断結果を踏まえ、当該施設に関して早期の対策が必要と判断されること。

## 直轄診断・修繕代行について

- 地方公共団体への支援として、<u>要請により</u>緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、<u>地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を実施。</u>
- 診断の結果、診断内容や地域の実情等に応じ、修繕代行事業、道路メンテナンス事業補助等を実施。

#### 【全体の流れ】

〈地方公共団体〉報告 〈道路メンテナンス会議〉推薦 〈国〉
点検・診断
現地調査を踏まえ 直轄診断実施箇所の選定 直轄診断実施
報告
結果とりまとめ

診断内容、地域の実情等に応じ、

修繕代行事業、道路メンテナンス事業補助等の実施

#### 【平成30年度 直轄診断実施箇所】

■仁方隧道(広島県呉市)



■天大橋(鹿児島県薩摩川内市)



覆エコンクリートの剥落・貫通ひびわれ

下部工のひび割れ

#### 【直轄診断実施箇所とその後の対応】

実施年度	直轄診断実施箇所	措置
H26 年度	三島大橋(福島県三島町)	修繕代行事業
	大渡ダム大橋(高知県仁淀川町)	修繕代行事業
	大前橋(群馬県嬬恋村)	大規模修繕•更新補助事業
H27 年度	沼尾シェッド(福島県南会津郡下郷町)	修繕代行事業
	猿飼橋(奈良県吉野郡十津川村)	修繕代行事業
	呼子大橋(佐賀県唐津市呼子町)	修繕代行事業
H28 年度	万石橋(秋田県湯沢市)	修繕代行事業
	御鉾橋(群馬県神流町)	修繕代行事業
H29 年度	音沢橋(富山県黒部市)	修繕代行事業
	乙姫大橋(岐阜県中津川市)	修繕代行事業
H30 年度	仁方隧道(広島県呉市)	修繕代行事業
	天大橋(鹿児島県薩摩川内市)	修繕代行事業
R1 年度	秩父橋(埼玉県秩父市)	修繕代行事業
	古川橋(静岡県吉田町)	修繕代行事業
R2年度	白老橋(北海道白老町)	修繕代行事業
R3年度	鶴舞橋(奈良県奈良市)	修繕代行事業
R4 年度	伊達崎橋(福島県伊達郡桑折町)(予定)	継続中

## 直轄診断・修繕代行(呼子大橋:九州)

〇佐賀県唐津市が管理する呼子大橋(PC箱桁橋・PC斜張橋、橋長728m)において、 平成27年度に九州で初めての直轄診断を実施し、平成28年度より修繕代行に着手

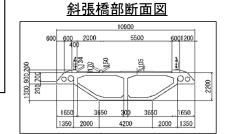
#### 【呼子大橋の概要】

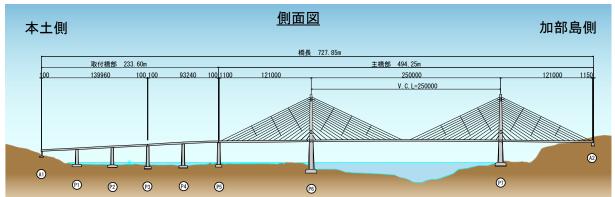


所在地:佐賀県唐津市呼子町殿之浦

路線:市道呼子大橋線

供用年:1989年(平成元年)









唐津市副市長等への 調査状況報告

道路メンテナンス技術集団による現地調査

## 直轄診断・修繕代行(天大橋:九州)

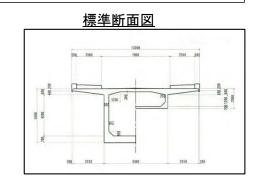
〇鹿児島県薩摩川内市が管理する天大橋(橋長518m)において、平成30年度に直轄 診断を実施し、令和元年度に修繕代行新規事業化



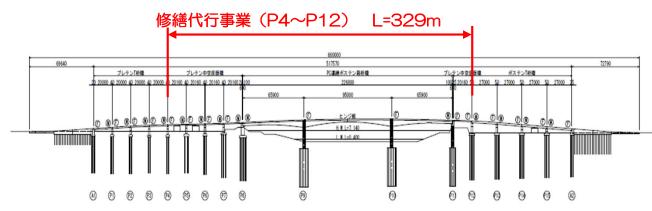
所在地:鹿児島県薩摩川内市平佐町

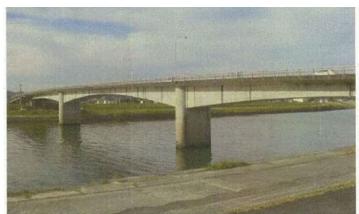
路 線:市道 隈之城高城線

供用年:1984年(昭和59年)



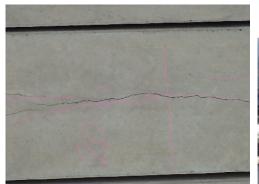
側面図







▲直轄診断 (H31.2.18)



▲上部工(床版下面)の ひび割れ



▲中央ヒンジ部の垂れ下がり

## 溝橋の定期点検実務講習会の開催について(R1からの継続)

○「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」の周知促進を図るため、各都道府 県道路メンテナンス会議主催による現地講習会を開催する。

#### 〇 実施概要

対象者:国・地公体職員、コンサルタント技術者

場 所:地公体(都道府県)管理の橋梁から各都

道府県内1箇所程度を選定

主 催:各都道府県道路メンテナンス会議(都道

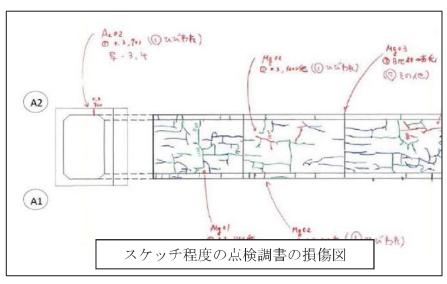
府県単位で開催)

内 容:特定の溝橋の参考資料の座学、現場で

の実演(全3時間程度)

- 主な説明ポイント
  - ①2名体制による現地点検作業の実施。
  - ②対象となる<u>損傷や部位が限定的</u>であることの 説明(<u>溝橋 6損傷</u>)。
  - ③近接目視の代用として<u>援用機器の採用</u>。 (画像等の援用など、例えば自撮り棒の活用)
  - ④点検調書はスケッチ程度の損傷図で記録。
  - ⑤前回調書を活用した効率的な点検。





## 点検支援技術活用講習会の開催について(R1からの継続)

- 〇 地方公共団体の点検支援技術に対する理解を深め、定期点検業務の中での技術の活用方法や 留意点等に関する知見を習得し、自らの定期点検に反映してもらうことを目的に講習会を開催。
- 講習会は各県の道路メンテナンス会議を通じて開催。

#### 《実施概要》

対象者: 地方公共団体・点検従事者(コンサル等)

場 所: 地方公共団体が管理する構造物

#### 《講習会での説明内容》

- 地方公共団体が定期点検の中で点検支援技術を円滑に活用できるよう、技術活用の流れ や留意点等について説明
- ・ 点検支援技術を活用する流れ (ガイドライン、性能カタログの活用方法等)
- 技術の活用目的の整理、技術の選定方法
- 事前準備(関係機関への届出等)
- 現地調査(実機での調査)
- 成果の活用、点検調書等への記録
- 意見交換



現地調査のイメージ

## 点検支援技術等体験研修会

## インフラ点検支援技術等体験研修会のご案内



ドローン・ロボット・センサー・AI技術を活用したインフラ点検支援技術等の 研修/展示・体験会





日時

令和5年2月10日(金)

13:30~14:50 研修会(対象者のみ) 【13:00~13:30 受付】

15:00~17:00 展示・体験会(自由参加)

場所

大分県大分市 『レゾナックドーム』(旧:昭和電エドーム)

研修会:B1-406会議室 展示・体験会:西ゲート側ホワイエ https://www.oita-sportspark.jp/access



・橋梁やトンネル等インフラ点検支援技術に関する研修会・インフラ点検支援技術や最新型ドローン等の展示・体験会



大分県土木建築部

大分県ドローン協議会 測量・点検・調査分科会 一般社団法人 大分県測量設計コンサルタンツ協会



申込方法

研修会: 研修会事務局においてインフラ点検技術者等を対象に参加者を決定します。 展示・体験会: 参加申込み不要です。必ず会場入り口にて受付をお願いします。 CONSTRUCTIONコンサルタンツ協会 CPD認定申請予定です。対象は、研修会のみです。

注意事項

・新型コロナウィルスの感染拡大防止にご協力をお願いします。

#### お問合せ先

研修会事務局: 大分県土木建築部 道路保全課 担当:多田、上野

TEL:097-506-4584 E-mail:a17150@pref.oita.lg.jp 展示会事務局: 大分県ドローン協議会 担当:山田(西日本ドローンロボット・センター)

TEL:097-578-7811 E-mail:info@wj-rdc.jp

実施日:令和5年2月10日(金)

実施場所:レゾナックドーム大分(大分県大分市)

#### 参加者:

行政機関(県・市町村等) 43名 大分県ドローン協議会 60名 測量設計コンサルタンツ協会 29名

計132名

